

経 済 産 業 省

平成 22・04・09 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 2 第 2 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 4 月 2 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

「輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」の一部改正について

「輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」(昭和 4 8 年 4 月 2 5 日付け 4 8 貿局第 3 5 0 号・輸出注意事項 4 8 第 2 5 号・輸出取引注意事項 4 8 第 1 1 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

(別紙)

「輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について(昭和48年4月25日付け輸出注意事項48第25号・輸出取引注意事項48第11号・48貿局第350号)

改正後	現行
アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合の輸出取引承認申請書の「総価額」欄に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算は、<u>外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行い、有効通貨(セント)未満を切り捨てることとする。</u> なお、「輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率」(昭和47年2月25日付け47貿局第83号・輸出注意事項47第6号)及び「変動相場制に伴う輸出貿易管理令および輸出入取引法に基づく輸出関係書類の記載について」(昭和48年2月19日付け48貿局第152号・輸出注意事項48第16号・輸出取引注意事項48第3号)は昭和48年4月30日をもって廃止します。	アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合の輸出取引承認申請書の「<u>総額</u>」並びに「総価額」欄に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算率は昭和48年5月1日以降当分の間、貿易経済協力局長が別に定める換算率を適用するものとする。<u>当該換算率は原則として、毎月25日に、「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表するものとし、この換算率を翌月記載の関係書類に適用するものとする。</u> なお、「輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率」(昭和47年2月25日付け47貿局第83号・輸出注意事項47第6号)及び「変動相場制に伴う輸出貿易管理令および輸出入取引法に基づく輸出関係書類の記載について」(昭和48年2月19日付け48貿局第152号・輸出注意事項48第16号・輸出取引注意事項48第3号)は昭和48年4月30日をもって廃止します。